# ○貨物自動車運送約款（令和七年一月三十日　国土交通省認可　）

目次
第一章総則（第一条・第二条）
第二章運送業務
第一節　通則（第三条・第五条）
第二節　運賃の申込み及び引受け（第六条・第十七条）
第三節　運賃の仮付け（第十八条）
第四節　料金（第十九条・第二十六条）
第五節　事故（第二十七条・第二十八条）
第六節　指図（第二十九条・第三十条）
第七節　責任（第三十一条・第三十二条）
第八節　運送の引受け及び引渡し等（第三十三条・第三十四条）
第三節　積込み又は取卸し等（第三十五条・第三十六条）
第三章　雑則（第三十七条・第三十八条）
第四章　附則

## （事業の範囲）
**第一条**　当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。
2　当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。
3　当店は、特別積合せ貨物運送事業を行います。
4　当店は、貨物自動車利用運送を行います。

## （適用範囲）
**第二条**　当店の経営する一般貨物自動車運送事業に関する運送契約は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。
2　当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

## 第二章　運送業務等
### 第一節　通則
（運送の種別）
**第三条**　当店は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。
2　前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

（運送の順序）
**第四条**　当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、腐敗又は変質しやすい貨物の運送その他の正当な事由がある場合は、この限りでありません。

（引渡期間）
**第五条**　当店の貨物の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。
一　輸送期間　貨物を引き取った日を含む一日
二　発送の準備及び引渡しの通知に必要な日数
三　集配期間　集貨及び配達をする輸送距離百七十キロメートルにつき一日。ただし、一日未満の端数は一日とします。

## 第二節　運賃の申込み及び引受け
（運送の申込み）
**第六条**　当店は、貨物の運送を申込む者に対し、次の事項を記載した運送申込書を提出しなければなりません。
一　申込者の氏名又は商号並びに住所及び電話番号
二　貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数
三　集貨及び配達又は発送及び到着の希望日時
四　集貨及び配達先又は発送地及び到着地、団地、アパートその他高層建築物にあっては、その名称及び電話番号（代表電話番号を含む。）
五　運送の段取方法
六　運賃、料金（第十七条第一項に規定する利用運送手数料、第二十四条第一項に規定する待機時間料、第二十五条第一項に規定する附帯業務料等をいう。）及び第二十二条第一項に規定する代引金額の計算の基礎となる輸送距離
七　高価品の種類及び価額
八　第六十二条に規定する貨物の種類及び価額
九　第六十三条に規定する貨物の積込み又は取卸しを委託するときは、その旨
十　運送保険に付すること又は付すべきことを委託するときは、その旨
十一　危険品又は第六十四条第一項に規定する特殊貨物であるときは、その旨
十二　前項第一号及び第二号に掲げる事項の内容について承諾する旨
十三　本約款の内容について承諾する旨
十四　その他その貨物の運送に関し必要な事項
2　前項の申込みをする場合において、当店が電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって当店の定めるものを用いる旨の申出があったときは、前項の規定にかかわらず、当該申出の方法により同項の申込みをすることができます。
3　前項の申込みをする場合において、当該運送申込書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。
4　第一項の申込みをする場合において、当該運送申込書を提出したものとみなします。

（運送の引受け）
**第七条**　当店は、前条第一項の運送申込書の提出があった場合において、申込者との協議が調い、運送を引き受けることとするときは、次に掲げる事項を記載した運送引受書を交付します。
一　集貨及び配達又は発送及び到着の予定日時
二　運賃、料金等の額
三　容積及び荷造りの種別
四　その他必要な事項
2　当店は、前項の規定にかかわらず、同項の運送引受書の交付に代えて、当該運送引受書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、当店は、当該運送引受書を交付したものとみなします。

（貨物の運賃及び仕置の確認）
**第八条**　当店は、貨物の運賃及び仕置を通知することを申込者に対し、その貨物の種類及び仕置について当店が通知したことに疑いがあるときは、申込者の同意を得て、その立会いの上で、これを点検することがあります。
2　当店は、前項の場合において、貨物の種類及び仕置について当店が通知したことに疑いがあるときは、申込者の同意を得て、その立会いの上で、これを点検することがあります。
3　前項の場合において、貨物の種類及び仕置について当店が通知したことに疑いがあるときは、申込者の同意を得て、その立会いの上で、これを点検することがあります。
4　前項の場合において、貨物の種類及び仕置について当店が通知したことに疑いがあるときは、申込者の同意を得て、その立会いの上で、これを点検することがあります。

（貨物の種類及び仕置の通知）
**第九条**　当店は、貨物の運送の申込みがあったとき、その貨物の種類及び仕置について通知することを申込者に求めることがあります。
2　当店は、前項の場合において、貨物の種類及び仕置について当店が通知したことに疑いがあるときは、申込者の同意を得て、その立会いの上で、これを点検することがあります。
3　前項の場合において、貨物の種類及び仕置について当店が通知したことに疑いがあるときは、申込者の同意を得て、その立会いの上で、これを点検することがあります。
4　前項の場合において、貨物の種類及び仕置について当店が通知したことに疑いがあるときは、申込者の同意を得て、その立会いの上で、これを点検することがあります。

（引受拒否）
**第十条**　当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。
一　当該運送の申込みが、この運送約款によらないものであるとき。
二　申込者が、前条第一項の規定による通知をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意を与えないとき。
三　当該運送に適する設備がないとき。
四　当該運送が、法令の制限その他やむを得ない事由があるとき。
2　当店は、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものの運送の引受けを拒絶することがあります。
一　貴金属、白金その他の貴金属、イリジウム、タングステンその他の稀金属、金剛石、紅玉、緑柱石、琥珀、真珠その他の宝石、象牙、べっ甲、珊瑚及びこれらの製品
二　美術品及び骨董品
三　現金、有価証券その他これらに準ずるもの
四　動物（動物を除く。）
五　危険品又は第六十四条第一項に規定する特殊貨物であって、当店が運送することを適当と認めないもの
六　その他運送に関し特別の注意を要するもの

（貨物の運賃、料金等の支払）
**第十一条**　荷送人は、貨物の運賃、料金等（燃料サーチャージを除く。）及びその適用方法は、当店が別に定める運賃、料金等によります。
2　前項の運賃、料金等について、調達する燃料の市場価格に応じ別に定めるところにより、燃料サーチャージを適用することがあります。
3　第一項の運賃、料金等について、荷送人又は荷受人が当店の一方又は他の一方に対し、又は当店の一方又は他の一方から、運賃、料金等の額が不適当であったと認めるときは、その変更の協議をすることができます。
4　個人事業者として又は事業のために営業所その他の事業者として運送契約を締結する場合における荷送人又は荷受人については、第一項の規定は、適用しません。

（運賃、料金等の収受方法）
**第十二条**　運賃、料金等は、荷送人又は荷受人の責において持機した時間（荷送人又は荷受人の責に帰すべき事由により貨物の積込み若しくは取卸しが遅れた時間をいう。以下同じ。）が、当該貨物の引渡しの日の前日までに通知されなかったときは、当該貨物の引渡しの日の翌日においても、発行するものとします。
2　当店は、前項の規定にかかわらず、運送上の支障が生ずるおそれがあると認める場合には、前条第一項の規定により、指図に応じないときは、運送なく、その旨を荷送人に通知します。

（運賃、料金等の収受の時期）
**第十三条**　運賃、料金等は、当店が全部滅失の通知をしたときは、その貨物の引渡期間の満了の日から二十四時間以内に、当該貨物の引渡しの時に、当店の事務所において、荷送人又は荷受人が支払うものとします。
2　当店は、貨物の一部滅失、損傷又は延着について、運賃、料金等を収受したときは、その貨物の引渡しの日から二十四時間以内に、当該貨物の引渡しの日以降においても、発行するものとします。

（運賃、料金等の収受の方法）
**第十四条**　運賃、料金等は、現金、小切手、銀行振出しの送金小切手、郵便為替証書、銀行振出しの送金為替証書、銀行振出しの持参人払式為替証書、銀行振出しの郵便振替払出証書、銀行振出しの自己宛小切手、銀行又は当店が指定する金融機関の当座預金口座への振込みその他当店が適当と認める方法により収受します。
2　当店は、前項の規定にかかわらず、荷送人又は荷受人の信用その他の事情により、運賃、料金等の全部又は一部について、現金又は小切手による収受を求めることがあります。

（運賃、料金等の割戻し）
**第十五条**　当店は、運賃、料金等の全額を収受します。

（運賃、料金等と通知、料金等）
**第十六条**　当店は、運賃、料金等の額を、第二十七条及び第二十九条の規定により処分をしたとき、その処分に応じて、既に収受した運賃、料金等の額を、第二十七条及び第二十九条の規定により処分をしたとき、その処分に応じて、既に収受した運賃、料金等の額を、荷送人又は荷受人に対して、遅滞なく、通知します。

（運賃、料金等の割戻し）
**第十七条**　当店は、貨物の運送を引き受けたときは、荷送人又は荷受人から、貨物の種類、仕分、保管、検収及び検品、横積ち及び積持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の貨物自動車運送事業に附帯して一定の時間、機器等を必要とする業務（以下「附帯業務」という。）を引き受けた場合には、当店が別に定める附帯業務料を収受します。
2　附帯業務料については、別段の定めがある場合を除き、当店の責任において、これを定めます。
3　附帯業務料は、貨物の引渡しの日の前日までに、荷送人又は荷受人に対して、これを通知します。

## 第三節　運賃の仮付け
（運賃の仮付け）
**第十八条**　貨物の運賃は、当店の責任において、これを仮付けすることがあります。
2　前項の仮付けは、当店の責任において、荷送人又は荷受人の指定する者に対して、これを行います。
3　当店は、前項の規定により運賃を仮付けしたときは、その旨を荷送人又は荷受人に対して、通知します。
4　当店は、前項の規定により運賃を仮付けしたときは、その旨を荷送人又は荷受人に対して、通知します。

## 第四節　料金
（料金）
**第十九条**　貨物の運送に関する料金は、次のとおりとします。
一　運賃
二　附帯業務料
三　特別引渡料
四　特別集荷料
五　積込料
六　取卸料
七　荷造料
八　保管料
九　検収及び検品料
十　横持ち料
十一　棚入れ料
十二　ラベル貼り料
十三　はい作業料
十四　機器等使用料
十五　待機料
十六　運送保険料
十七　集荷料
十八　配達料
十九　発送料
二十　到着料
二十一　その他の料金
2　前項の料金は、別に定めます。

（料金の収受）
**第二十条**　当店は、前条第一項の料金を、運賃と同時に収受します。
2　当店は、前条第一項の料金を、運賃と同時に収受します。
3　当店は、前条第一項の料金を、運賃と同時に収受します。
4　当店は、前条第一項の料金を、運賃と同時に収受します。

（料金の割戻し）
**第二十一条**　当店は、前条第一項の料金を、運賃と同時に収受します。
2　当店は、前条第一項の料金を、運賃と同時に収受します。
3　当店は、前条第一項の料金を、運賃と同時に収受します。
4　当店は、前条第一項の料金を、運賃と同時に収受します。

（料金と通知、料金等）
**第二十二条**　当店は、前条第一項の料金を、運賃と同時に収受します。
2　当店は、前条第一項の料金を、運賃と同時に収受します。
3　当店は、前条第一項の料金を、運賃と同時に収受します。
4　当店は、前条第一項の料金を、運賃と同時に収受します。

## 第五節　事故
（事故の通知）
**第二十三条**　当店は、貨物の運送に関し事故が発生したときは、荷送人又は荷受人に対して、遅滞なく、その旨を通知します。
2　当店は、前項の規定により通知をしたときは、その旨を荷送人又は荷受人に対して、通知します。
3　当店は、前項の規定により通知をしたときは、その旨を荷送人又は荷受人に対して、通知します。
4　当店は、前項の規定により通知をしたときは、その旨を荷送人又は荷受人に対して、通知します。

（事故の届出）
**第二十四条**　荷送人又は荷受人は、貨物の運送に関し事故が発生したときは、遅滞なく、当店に対して、その旨を届け出なければなりません。
2　当店は、前項の規定により届出があったときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して、通知します。
3　当店は、前項の規定により届出があったときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して、通知します。
4　当店は、前項の規定により届出があったときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して、通知します。

（事故の調査）
**第二十五条**　当店は、貨物の運送に関し事故が発生したときは、遅滞なく、その事故の調査をします。
2　当店は、前項の規定により事故の調査をしたときは、その結果を荷送人又は荷受人に対して、通知します。
3　当店は、前項の規定により事故の調査をしたときは、その結果を荷送人又は荷受人に対して、通知します。
4　当店は、前項の規定により事故の調査をしたときは、その結果を荷送人又は荷受人に対して、通知します。

（事故の損害賠償）
**第二十六条**　当店は、貨物の運送に関し事故が発生したときは、荷送人又は荷受人に対して、その事故により生じた損害を賠償します。
2　当店は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、損害賠償の責を負いません。
一　荷送人又は荷受人の責に帰すべき事由により生じた損害
二　貨物の自然の消耗、性質による変化、通常の漏れ、蒸発、減量、乾燥、風化、発酵、腐敗、変色、さび、かび、虫害又は鼠害
三　貨物の欠陥又は瑕疵により生じた損害
四　天災、戦争、暴動、内乱、騒擾、同盟罷業、社会的騒擾その他の不可抗力により生じた損害
五　運送の遅延、休業、営業の喪失、信用の失墜、名声の毀損その他の間接損害
3　当店は、第一項の規定により損害賠償の責を負う場合において、荷送人又は荷受人が当該貨物について運賃、料金等を支払ったときは、その運賃、料金等の額を限度として、荷送人又は荷受人に対し、損害賠償の責を負います。
4　当店は、第一項の規定により損害賠償の責を負う場合において、荷送人又は荷受人が当該貨物について運賃、料金等を支払ったときは、その運賃、料金等の額を限度として、荷送人又は荷受人に対し、損害賠償の責を負います。

（損害賠償の額）
**第二十七条**　当店は、貨物の全部滅失又は一部滅失、損傷若しくは延着について損害賠償の責を負うときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を損害賠償の額とします。
一　貨物の全部滅失又は一部滅失、損傷若しくは延着について、当該貨物の引渡しがあった日の翌日から起算して七日以内に荷送人又は荷受人から当店に対して通知があったとき　当該貨物の引渡しがあった日の翌日における当該貨物の価額
二　貨物の全部滅失又は一部滅失、損傷若しくは延着について、当該貨物の引渡しがあった日の翌日から起算して七日以内に荷送人又は荷受人から当店に対して通知がなかったとき　当該貨物の引渡しがあった日の翌日から起算して七日を経過した日における当該貨物の価額
2　前項の規定にかかわらず、貨物の全部滅失又は一部滅失、損傷若しくは延着について、荷送人又は荷受人が当店に対して当該貨物の引渡しがあった日の翌日から起算して二週間以内に当店に対してその通知をしたときは、この限りでありません。
3　前項の規定は、適用しません。
4　前項の規定は、貨物の引渡しの当時、当店がその貨物に一部滅失又は損傷があることを知っていたときは、適用しません。
5　荷送人が第三者から委託を受けた貨物の運送を当店に行う場合において、当該貨物の全部滅失又は一部滅失、損傷若しくは延着について、荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に、当店に対してその通知をしたときは、この限りでありません。
6　前項の規定は、貨物の引渡しの当時、当店がその貨物に一部滅失又は損傷があることを知っていたときは、適用しません。
7　荷送人が第三者から委託を受けた貨物の運送を当店に行う場合において、荷送人が貨物の引渡しの日から二週間以内に、当店に対してその通知をしたときは、この限りでありません。
8　前項の規定は、貨物の引渡しの当時、当店がその貨物に一部滅失又は損傷があることを知っていたときは、適用しません。
9　荷送人が第三者から委託を受けた貨物の運送を当店に行う場合において、荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に、当店に対してその通知をしたときは、この限りでありません。
10　前項の規定は、貨物の引渡しの当時、当店がその貨物に一部滅失又は損傷があることを知っていたときは、適用しません。

（損害賠償の額の減額）
**第二十八条**　前条の場合において、貨物の全部滅失又は一部滅失、損傷若しくは延着について損害賠償の責を負うときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を損害賠償の額から減額します。
一　貨物の全部滅失又は一部滅失、損傷若しくは延着について、荷送人又は荷受人が当店に対して当該貨物の引渡しがあった日の翌日から起算して七日以内に当店に対してその通知をしたとき　当該貨物の引渡しがあった日の翌日における当該貨物の価額の十分の一に相当する額
二　貨物の全部滅失又は一部滅失、損傷若しくは延着について、荷送人又は荷受人が当店に対して当該貨物の引渡しがあった日の翌日から起算して七日以内に当店に対してその通知をしなかったとき　当該貨物の引渡しがあった日の翌日における当該貨物の価額の十分の三に相当する額
2　前項の規定にかかわらず、貨物の全部滅失又は一部滅失、損傷若しくは延着について、荷送人又は荷受人が当店に対して当該貨物の引渡しがあった日の翌日から起算して二週間以内に当店に対してその通知をしたときは、この限りでありません。
3　前項の規定は、貨物の引渡しの当時、当店がその貨物に一部滅失又は損傷があることを知っていたときは、適用しません。
4　荷送人が第三者から委託を受けた貨物の運送を当店に行う場合において、荷送人が、貨物の引渡しの日から二週間以内に、当店に対してその通知をしたときは、この限りでありません。
5　前項の規定は、貨物の引渡しの当時、当店がその貨物に一部滅失又は損傷があることを知っていたときは、適用しません。

（除斥期間）
**第二十九条**　第二十七条第一項の規定による損害賠償の請求は、貨物の引渡しがあった日の翌日から起算して一年以内に当店に対して通知をしないときは、その権利を失います。
2　前項の規定にかかわらず、当店が貨物の全部滅失又は一部滅失、損傷若しくは延着について悪意をもって行為をしたときは、この限りでありません。

（損害賠償の請求）
**第三十条**　第二十七条第一項の規定による損害賠償の請求は、荷送人又は荷受人が当店に対して書面をもってしなければなりません。
2　前項の規定にかかわらず、当店が貨物の全部滅失又は一部滅失、損傷若しくは延着について悪意をもって行為をしたときは、この限りでありません。

## 第六節　指図
（荷送人の指図）
**第三十一条**　荷送人は、当店に対し、貨物の運送の中止、返還、転送その他の処分につき指図をすることができます。
2　前項に規定する荷送人の権利は、貨物が到達地に到着した場合において、荷受人が貨物の引渡し又は損害賠償の請求をしたときは、行使することができません。
3　第一項の指図をする場合において、当店が要求したときは、指図書を提出しなければなりません。
4　第一項の規定により貨物の運送を中止したときは、遅滞なく、その旨を荷送人に通知します。

（荷受人の指図）
**第三十二条**　荷受人は、貨物が到達地に到着した場合において、荷受人が貨物の引渡し又は損害賠償の請求をしたときは、行使することができません。
2　前項の規定にかかわらず、荷受人が貨物の全部又は一部を滅失したときは、荷受人は、当店に対し、その貨物の全部又は一部の引渡しを請求することができます。
3　第一項の規定により貨物の運送を中止したときは、遅滞なく、その旨を荷受人に通知します。

（引渡不能の貨物の処分）
**第三十三条**　当店は、荷送人が第三十一条第二項の指図をすることができない場合において、荷受人が貨物の引渡しを請求しないとき、又は荷受人を確知することができないときは、荷送人に対し、相当の期間を定めて、その貨物の処分について指図をすべきことを催告することができます。
2　当店は、荷送人が前項の催告をした場合において、その期間内に荷送人から指図がないときは、その貨物を競売し、又は相当の価格を有しないときは、これを廃棄することができます。
3　当店は、荷送人が第一項の催告をした場合において、その期間内に荷送人から指図がないときは、その貨物を競売し、又は相当の価格を有しないときは、これを廃棄することができます。
4　当店は、荷送人が第一項の催告をした場合において、その期間内に荷送人から指図がないときは、その貨物を競売し、又は相当の価格を有しないときは、これを廃棄することができます。

（引渡不能の貨物の供託）
**第三十四条**　荷受人を確知することができない場合又は荷受人が貨物の引渡しを受けることを拒んだ場合において、倉荷証券を作らせたときは、その証券の全部を荷送人に返還させなければ、貨物の引渡しをしないことができます。
2　当店は、前項の規定により貨物の引渡しをしないことができるときは、荷送人に対し、相当の期間を定めて、その期間内に荷受人から貨物の引渡しを受けることを催告することができます。
3　当店は、前項の規定により荷送人に対して催告をした場合において、その期間内に荷受人から貨物の引渡しを受けることができないときは、荷送人に対し、その貨物の処分について指図をすべきことを催告することができます。
4　当店は、前項の規定により荷送人に対して催告をした場合において、その期間内に荷送人から指図がないときは、その貨物を競売し、又は相当の価格を有しないときは、これを廃棄することができます。
5　当店は、第一項の規定により貨物の引渡しをしないことができるときは、荷送人に対し、相当の期間を定めて、その期間内に荷受人から貨物の引渡しを受けることを催告することができます。
6　当店は、前項の規定により荷送人に対して催告をした場合において、その期間内に荷受人から貨物の引渡しを受けることができないときは、荷送人に対し、その貨物の処分について指図をすべきことを催告することができます。
7　当店は、前項の規定により荷送人に対して催告をした場合において、その期間内に荷送人から指図がないときは、その貨物を競売し、又は相当の価格を有しないときは、これを廃棄することができます。

（引渡不能の貨物の売却）
**第三十五条**　当店は、荷受人を確知することができない場合又は荷受人が貨物の引渡しを受けることを拒んだ場合において、倉荷証券を作らせたときは、その証券の全部を荷送人に返還させなければ、貨物の引渡しをしないことができます。
2　当店は、前項の規定により貨物の引渡しをしないことができるときは、荷送人に対し、相当の期間を定めて、その期間内に荷受人から貨物の引渡しを受けることを催告することができます。
3　当店は、前項の規定により荷送人に対して催告をした場合において、その期間内に荷受人から貨物の引渡しを受けることができないときは、荷送人に対し、その貨物の処分について指図をすべきことを催告することができます。
4　当店は、前項の規定により荷送人に対して催告をした場合において、その期間内に荷送人から指図がないときは、その貨物を競売し、又は相当の価格を有しないときは、これを廃棄することができます。
5　当店は、第一項の規定により貨物の引渡しをしないことができるときは、荷送人に対し、相当の期間を定めて、その期間内に荷受人から貨物の引渡しを受けることを催告することができます。
6　当店は、前項の規定により荷送人に対して催告をした場合において、その期間内に荷受人から貨物の引渡しを受けることができないときは、荷送人に対し、その貨物の処分について指図をすべきことを催告することができます。
7　当店は、前項の規定により荷送人に対して催告をした場合において、その期間内に荷送人から指図がないときは、その貨物を競売し、又は相当の価格を有しないときは、これを廃棄することができます。

（引渡不能の貨物の供託）
**第三十六条**　当店は、荷受人を確知することができない場合又は荷受人が貨物の引渡しを受けることを拒んだ場合において、倉荷証券を作らせたときは、その証券の全部を荷送人に返還させなければ、貨物の引渡しをしないことができます。
2　当店は、前項の規定により貨物の引渡しをしないことができるときは、荷送人に対し、相当の期間を定めて、その期間内に荷受人から貨物の引渡しを受けることを催告することができます。
3　当店は、前項の規定により荷送人に対して催告をした場合において、その期間内に荷受人から貨物の引渡しを受けることができないときは、荷送人に対し、その貨物の処分について指図をすべきことを催告することができます。
4　当店は、前項の規定により荷送人に対して催告をした場合において、その期間内に荷送人から指図がないときは、その貨物を競売し、又は相当の価格を有しないときは、これを廃棄することができます。
5　当店は、第一項の規定により貨物の引渡しをしないことができるときは、荷送人に対し、相当の期間を定めて、その期間内に荷受人から貨物の引渡しを受けることを催告することができます。
6　当店は、前項の規定により荷送人に対して催告をした場合において、その期間内に荷受人から貨物の引渡しを受けることができないときは、荷送人に対し、その貨物の処分について指図をすべきことを催告することができます。
7　当店は、前項の規定により荷送人に対して催告をした場合において、その期間内に荷送人から指図がないときは、その貨物を競売し、又は相当の価格を有しないときは、これを廃棄することができます。

## 第七節　責任
（責任の始期）
**第三十七条**　当店の責任は、貨物を荷送人から受け取った時に始まります。

（責任の終期）
**第三十八条**　当店の責任は、貨物を荷受人に引き渡したときに終わります。
2　前項の規定にかかわらず、当店が貨物の引渡しをしたときから二週間以内に荷受人から当該貨物について損害の通知があったときは、当店の責任は、終わりません。
3　前項の規定にかかわらず、当店が貨物の引渡しをしたときから二週間以内に荷受人から当該貨物について損害の通知があったときは、当店の責任は、終わりません。

（責任の加重）
**第三十九条**　当店の責任は、次の事由による貨物の滅失、損傷、延着又は損害賠償の責任を負いません。
一　貨物の欠陥、自然の消耗、虫害又は鼠害
二　貨物の荷造りの不完全又は不適当
三　貨物の腐敗、変色、さび、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
四　不可抗力による火災、暴風雨、大水、暴風雨、地すべり、山崩れその他の天災
五　運送の遅延、休業、営業の喪失、信用の失墜、名声の毀損その他の間接損害
六　荷送人又は荷受人の故意又は過失
七　荷送人又は荷受人の指定した者の故意又は過失
2　前項の場合において、当店が損害を賠償しなければならないときは、この限りでありません。

（責任の免除）
**第四十条**　当店の責任は、次の事由による貨物の滅失、損傷、延着又は損害賠償の責任を負いません。
一　貨物の欠陥、自然の消耗、虫害又は鼠害
二　貨物の荷造りの不完全又は不適当
三　貨物の腐敗、変色、さび、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
四　不可抗力による火災、暴風雨、大水、暴風雨、地すべり、山崩れその他の天災
五　運送の遅延、休業、営業の喪失、信用の失墜、名声の毀損その他の間接損害
六　荷送人又は荷受人の故意又は過失
七　荷送人又は荷受人の指定した者の故意又は過失
2　前項の場合において、当店が損害を賠償しなければならないときは、この限りでありません。

（責任の終期）
**第四十一条**　当店の責任は、貨物を荷受人に引き渡したときに終わります。
2　前項の規定にかかわらず、当店が貨物の引渡しをしたときから二週間以内に荷受人から当該貨物について損害の通知があったときは、当店の責任は、終わりません。
3　前項の規定にかかわらず、当店が貨物の引渡しをしたときから二週間以内に荷受人から当該貨物について損害の通知があったときは、当店の責任は、終わりません。

（責任と引渡し）
**第四十二条**　当店の責任は、貨物を荷受人に引き渡したときに終わります。
2　前項の規定にかかわらず、当店が貨物の引渡しをしたときから二週間以内に荷受人から当該貨物について損害の通知があったときは、当店の責任は、終わりません。
3　前項の規定にかかわらず、当店が貨物の引渡しをしたときから二週間以内に荷受人から当該貨物について損害の通知があったときは、当店の責任は、終わりません。

（責任と引渡し）
**第四十三条**　当店の責任は、貨物を荷受人に引き渡したときに終わります。
2　前項の規定にかかわらず、当店が貨物の引渡しをしたときから二週間以内に荷受人から当該貨物について損害の通知があったときは、当店の責任は、終わりません。
3　前項の規定にかかわらず、当店が貨物の引渡しをしたときから二週間以内に荷受人から当該貨物について損害の通知があったときは、当店の責任は、終わりません。

（責任と引渡し）
**第四十四条**　当店の責任は、貨物を荷受人に引き渡したときに終わります。
2　前項の規定にかかわらず、当店が貨物の引渡しをしたときから二週間以内に荷受人から当該貨物について損害の通知があったときは、当店の責任は、終わりません。
3　前項の規定にかかわらず、当店が貨物の引渡しをしたときから二週間以内に荷受人から当該貨物について損害の通知があったときは、当店の責任は、終わりません。

（責任と引渡し）
**第四十五条**　当店の責任は、貨物を荷受人に引き渡したときに終わります。
2　前項の規定にかかわらず、当店が貨物の引渡しをしたときから二週間以内に荷受人から当該貨物について損害の通知があったときは、当店の責任は、終わりません。
3　前項の規定にかかわらず、当店が貨物の引渡しをしたときから二週間以内に荷受人から当該貨物について損害の通知があったときは、当店の責任は、終わりません。

（責任と引渡し）
**第四十六条**　当店の責任は、貨物を荷受人に引き渡したときに終わります。
2　前項の規定にかかわらず、当店が貨物の引渡しをしたときから二週間以内に荷受人から当該貨物について損害の通知があったときは、当店の責任は、終わりません。
3　前項の規定にかかわらず、当店が貨物の引渡しをしたときから二週間以内に荷受人から当該貨物について損害の通知があったときは、当店の責任は、終わりません。

（責任と引渡し）
**第四十七条**　当店の責任は、貨物を荷受人に引き渡したときに終わります。
2　前項の規定にかかわらず、当店が貨物の引渡しをしたときから二週間以内に荷受人から当該貨物について損害の通知があったときは、当店の責任は、終わりません。
3　前項の規定にかかわらず、当店が貨物の引渡しをしたときから二週間以内に荷受人から当該貨物について損害の通知があったときは、当店の責任は、終わりません。

（責任と引渡し）
**第四十八条**　当店の責任は、貨物を荷受人に引き渡したときに終わります。
2　前項の規定にかかわらず、当店が貨物の引渡しをしたときから二週間以内に荷受人から当該貨物について損害の通知があったときは、当店の責任は、終わりません。
3　前項の規定にかかわらず、当店が貨物の引渡しをしたときから二週間以内に荷受人から当該貨物について損害の通知があったときは、当店の責任は、終わりません。

（責任と引渡し）
**第四十九条**　当店の責任は、貨物を荷受人に引き渡したときに終わります。
2　前項の規定にかかわらず、当店が貨物の引渡しをしたときから二週間以内に荷受人から当該貨物について損害の通知があったときは、当店の責任は、終わりません。
3　前項の規定にかかわらず、当店が貨物の引渡しをしたときから二週間以内に荷受人から当該貨物について損害の通知があったときは、当店の責任は、終わりません。

（責任と引渡し）
**第五十条**　当店の責任は、貨物を荷受人に引き渡したときに終わります。
2　前項の規定にかかわらず、当店が貨物の引渡しをしたときから二週間以内に荷受人から当該貨物について損害の通知があったときは、当店の責任は、終わりません。
3　前項の規定にかかわらず、当店が貨物の引渡しをしたときから二週間以内に荷受人から当該貨物について損害の通知があったときは、当店の責任は、終わりません。

（責任と引渡し）
**第五十一条**　当店の責任は、貨物を荷受人に引き渡したときに終わります。
2　前項の規定にかかわらず、当店が貨物の引渡しをしたときから二週間以内に荷受人から当該貨物について損害の通知があったときは、当店の責任は、終わりません。
3　前項の規定にかかわらず、当店が貨物の引渡しをしたときから二週間以内に荷受人から当該貨物について損害の通知があったときは、当店の責任は、終わりません。

（責任と引渡し）
**第五十二条**　当店の責任は、貨物を荷受人に引き渡したときに終わります。
2　前項の規定にかかわらず、当店が貨物の引渡しをしたときから二週間以内に荷受人から当該貨物について損害の通知があったときは、当店の責任は、終わりません。
3　前項の規定にかかわらず、当店が貨物の引渡しをしたときから二週間以内に荷受人から当該貨物について損害の通知があったときは、当店の責任は、終わりません。

（責任と引渡し）
**第五十三条**　当店の責任は、貨物を荷受人に引き渡したときに終わります。
2　前項の規定にかかわらず、当店が貨物の引渡しをしたときから二週間以内に荷受人から当該貨物について損害の通知があったときは、当店の責任は、終わりません。
3　前項の規定にかかわらず、当店が貨物の引渡しをしたときから二週間以内に荷受人から当該貨物について損害の通知があったときは、当店の責任は、終わりません。

（責任と引渡し）
**第五十四条**　当店の責任は、貨物を荷受人に引き渡したときに終わります。
2　前項の規定にかかわらず、当店が貨物の引渡しをしたときから二週間以内に荷受人から当該貨物について損害の通知があったときは、当店の責任は、終わりません。
3　前項の規定にかかわらず、当店が貨物の引渡しをしたときから二週間以内に荷受人から当該貨物について損害の通知があったときは、当店の責任は、終わりません。

（責任と引渡し）
**第五十五条**　当店の責任は、貨物を荷受人に引き渡したときに終わります。
2　前項の規定にかかわらず、当店が貨物の引渡しをしたときから二週間以内に荷受人から当該貨物について損害の通知があったときは、当店の責任は、終わりません。
3　前項の規定にかかわらず、当店が貨物の引渡しをしたときから二週間以内に荷受人から当該貨物について損害の通知があったときは、当店の責任は、終わりません。

（責任と引渡し）
**第五十六条**　当店の責任は、貨物を荷受人に引き渡したときに終わります。
2　前項の規定にかかわらず、当店が貨物の引渡しをしたときから二週間以内に荷受人から当該貨物について損害の通知があったときは、当店の責任は、終わりません。
3　前項の規定にかかわらず、当店が貨物の引渡しをしたときから二週間以内に荷受人から当該貨物について損害の通知があったときは、当店の責任は、終わりません。

（責任と引渡し）
**第五十七条**　当店の責任は、貨物を荷受人に引き渡したときに終わります。
2　前項の規定にかかわらず、当店が貨物の引渡しをしたときから二週間以内に荷受人から当該貨物について損害の通知があったときは、当店の責任は、終わりません。
3　前項の規定にかかわらず、当店が貨物の引渡しをしたときから二週間以内に荷受人から当該貨物について損害の通知があったときは、当店の責任は、終わりません。

（責任と引渡し）
**第五十八条**　当店の責任は、貨物を荷受人に引き渡したときに終わります。
2　前項の規定にかかわらず、当店が貨物の引渡しをしたときから二週間以内に荷受人から当該貨物について損害の通知があったときは、当店の責任は、終わりません。
3　前項の規定にかかわらず、当店が貨物の引渡しをしたときから二週間以内に荷受人から当該貨物について損害の通知があったときは、当店の責任は、終わりません。

（責任と引渡し）
**第五十九条**　当店の責任は、貨物を荷受人に引き渡したときに終わります。
2　前項の規定にかかわらず、当店が貨物の引渡しをしたときから二週間以内に荷受人から当該貨物について損害の通知があったときは、当店の責任は、終わりません。
3　前項の規定にかかわらず、当店が貨物の引渡しをしたときから二週間以内に荷受人から当該貨物について損害の通知があったときは、当店の責任は、終わりません。

（責任と引渡し）
**第六十条**　当店の責任は、貨物を荷受人に引き渡したときに終わります。
2　前項の規定にかかわらず、当店が貨物の引渡しをしたときから二週間以内に荷受人から当該貨物について損害の通知があったときは、当店の責任は、終わりません。
3　前項の規定にかかわらず、当店が貨物の引渡しをしたときから二週間以内に荷受人から当該貨物について損害の通知があったときは、当店の責任は、終わりません。

（責任と引渡し）
**第六十一条**　当店の責任は、貨物を荷受人に引き渡したときに終わります。
2　前項の規定にかかわらず、当店が貨物の引渡しをしたときから二週間以内に荷受人から当該貨物について損害の通知があったときは、当店の責任は、終わりません。
3　前項の規定にかかわらず、当店が貨物の引渡しをしたときから二週間以内に荷受人から当該貨物について損害の通知があったときは、当店の責任は、終わりません。

## （利用運送及び利用運送手数料）
**第十七条**　当店は、荷送人が貨物を他の一般貨物自動車運送事業者の行う運送を利用して運送することを引き受けた場合において、荷送人に対し、当該貨物自動車運送事業者の行う運送を利用して運送することがあります。この場合において、当店は、あらかじめ、荷送人に当該貨物自動車運送事業者の行う運送の申込みをすることがあります。
2　当店は、前項の規定により利用運送を行うときは、第三十二条第一項の運賃料金表に定める利用運送に係る手数料を受け取ります。
3　特別な手配を要する利用運送を行う場合は、前項の規定にかかわらず、別途見積もった手数料を受け取ります。
4　第一項の通知を行わなかった運送について、当店の責任において利用運送に係る手数料は収受しません。

## （待機料）
**第十八条**　貨物の積込み又は取卸しのため、当店の責任において荷送人又は荷受人の指定する場所に持機した時間（荷送人又は荷受人の責に帰すべき事由により貨物の積込み又は取卸しが遅れた時間をいう。以下同じ。）が、当該貨物の引渡しの日の前日までに通知されなかったときは、当該貨物の引渡しの日の翌日においても、発行するものとします。
2　前項の規定にかかわらず、荷送人又は荷受人の責に帰すべき事由により貨物の積込み又は取卸しが遅れた時間が、当該貨物の引渡しの日の翌日までに通知されなかったときは、当該貨物の引渡しの日の翌日においても、発行するものとします。
3　前項の規定にかかわら